

認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書
特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

受付印

登記簿のとおり
正確に記載します。

R4年6月25日 「提出日(郵送の場合は投函日)」を記載します。提出期限は事業年度終了後3か月以内です。 福岡県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒●●●●-●●●● 福岡県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話(000) 000 - 0000 FAX(000) 000 - 0000	
	(フリガナ) 法人名	トクテイヒエイリカツドウホウジン〇〇〇〇 特定非営利活動法人〇〇〇〇	
	(フリガナ) 代表者の氏名	トビウメ タロウ 飛梅 太郎	
	認定(特例認定)の有効期間	事業年度	
	自 H29年 12月 1日 至 R4年 11月 30日	自 R3年 4月 1日 至 R4年 3月 31日	

特定非営利活動促進法第55条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、以下の書類を提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄	④ 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給(ロを除く。) ロ 給与を得た職員の総数及び総額	✓
提出しない場合	✓	⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	該当なし
最後に役員報酬規程を提出した事業年度(R2年度)	✓	⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	該当なし
最後に職員給与規程を提出した事業年度(R2年度)	✓		
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項		(3) 法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	
(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程については、一度提出し、その後内容に変更がない場合は、「提出しない場合」にチェックし、提出を省略できます。最後に提出した事業年度を記入し、チェック欄にもチェックをしてください。		認定基準等チェック表(第3表) ※「ロ」の欄の記載は必要ありません。	✓
金に関する事項	✓	「役員の状況」第3表付表1	✓
② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他の内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引	✓	監査証明書 又は 「帳簿組織の状況」第3表付表2	✓
③ 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日	該当なし	認定基準等チェック表(第4表)(初葉)	✓
		認定基準等チェック表(第5表)	✓
		認定基準等チェック表(第7表)	✓
		欠格事由チェック表	✓

(注意事項)

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人等は、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

「認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書・特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書」の記載上の留意点等

1 この用紙は、認定特定非営利活動法人等が、特定非営利活動促進法第55条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、毎事業年度開始の日から3か月以内に特定非営利活動促進法第54条第2項に掲げる書類を所轄庁（2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人等にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に提出する際に使用します。

2 各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし、この用紙を提出書類の一番前にとじて、提出してください。

「(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程」について、提出しない場合は「提出しない場合」にチェックするとともに、「最後に役員報酬規程を提出した事業年度」「最後に職員給与規程を提出した事業年度」の空欄に事業年度を記載いただき、チェック欄にチェックしてください。

3 提出書類の様式について

特定非営利活動促進法第55条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により提出する書類のうち、「法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類」については、認定申請書の添付書類としての「認定基準等チェック表」の第3表（「ロ」の欄の記載は必要ありません。）、第3表付表1・2、第4表（初葉）、第5表、第7表及び欠格事由チェック表を使用することができますが、その際には第3表の「年月日～年月日」の欄に当該事業年度を記載の上、使用してください。

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	事業年度	R3年4月1日～R4年3月31日
-----	---------------	------	------------------

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	120,000 円
受取寄附金	950,000 円
受取助成金	1,000,000 円
介護事業収益	27,500,000 円
利用者負担収益	2,800,000 円
地域交流事業収益	850,000 円
受取利息	453 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	33,220,453 円

活動計算書の経常収益の部の「受取会費」、「受取寄附金」、「受取助成金等」「事業収益」「その他の収益」の順に記入します。

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
〇〇銀行	500,000 円
	円
	円
	円
	円
合 計	500,000 円

借入金がある場合にその借入先ごとの内訳を記入します。

(3) その他

該当なし

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	事業年度	R3年4月1日～R4年3月31日
-----	---------------	------	------------------

- 2 取引の内容に関する事項 [②次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
国保連	福岡市博多区・・・	7,500,000 円	介護事業収益
△△財団	東京都港区・・・	100,000 円	助成金
〇〇 〇〇	福岡県・・・	80,000 円	利用者負担金
〇〇 〇〇	福岡県・・・	60,000 円	利用者負担金
〇〇 〇〇	福岡県・・・	50,000 円	利用者負担金

収益及び費用が生ずる取引についてそれぞれの取引金額の最も多いものから上位5者の取引内容について順次記入します。

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
合同会社※※	福岡県・・・	600,000 円	施設消耗品等購入
(株)燃料販売	福岡県・・・	370,000 円	車両ガソリン代
都筑 豊子	福岡県・・・	130,000 円	役員報酬及び給与
飛梅 千代子	福岡県・・・	120,000 円	給与
飛梅 太郎	福岡県・・・	120,000 円	事務所家賃

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
(株)フコカ製作所	関係会社	机・椅子の購入	R3.10.1	50,000 円	12,500 円/1 セット
				円	
				円	
				円	
				円	
※注意 NPO 法人が役員等又は役員等が支配する法人に対して行った資産の譲渡等だけでなく、役員等又は役員等が支配する法人が NPO 法人に対して行った資産の譲渡等についてもすべて記載します。					
				円	

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	事業年度	R3年4月1日～R4年3月31日
-----	---------------	------	------------------

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
飛梅 太郎	理事長	事務所家賃	R3.4.1～R4.3.31	120,000 円	月 10,000 円
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

役員、社員、職員、寄附者又はこれらのものの親族等との間の取引等について、前事業年度中に生じたものを記入します。

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
筑紫 一郎 他 30 名	正会員	セミナー受講料	R3.4.1～R4.3.31	300,000 円	受講料 5,000 円/1 回
飛梅 花子	役員	セミナー講師料	//	20,000 円	源泉税込 10,000 円/1 回
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

役員、社員、職員、寄附者又はこれらのものの親族等との間の取引等について、前事業年度中に生じたものを記入します。

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	事業年度	R3 年 4 月 1 日～R4 年 3 月 31 日
-----	---------------	------	----------------------------

3 寄附者に関する事項 [③寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
該当なし	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .

役員（役員の親族等を含む。）からの寄附で、その事業年度中の合計が 20 万円以上の場合のみ記入します。
役員からの寄附であっても 20 万円未満のもの、また役員以外からの寄附については 20 万円以上でも記入する必要はありません。

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	事業年度	R3年4月1日～R4年3月31日
-----	---------------	------	------------------

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [④イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）、ロ 給与を得た職員の総数及び総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

（注1）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
都筑 豊子	理事 兼 施設長	役員 兼 職員	報酬・給与	R3.4月～R4.3月	133,000 円
飛梅 千代子	事務局長	理事長の妻	給与	R3.4月～R4.3月	120,000 円

役員等に対して支給した報酬の合計額を役員ごとに記入します。このとき労務の対価として役員に支払った給料、賃金などがある場合はこれらも含めて記入します。

（注2）注1の①～④の内容を具体的に記述します。

その事業年度中に給与の支給をした従業員の総数と支給総額を記入します。

ロ 給与を得た職員の総数及び総額

集 計 期 間	R3年4月1日～R4年3月31日
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
2 人	720,000 円

※この書類は所轄庁へ提出する必要はありません。

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	事業年度	R3 年 4 月 1 日～R4 年 3 月 31 日
-----	---------------	------	----------------------------

資産の譲渡等の内容に関する事項 [資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲 渡 資 産 の 内 容	料 金	条 件 等
介護ボランティア読本	500 円	1 冊 (原価で販売)
ロゴ入り T シャツ	3,000 円	1 枚

※注意

この書類の所轄庁への提出は不要ですが、NPO 法人において、作成、備置、閲覧については引き続き行う必要があります。

(1)～(3)の各欄には、譲渡資産の内容、料金や特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記入します。

個別に記入する代わりに、料金表やカタログ等を添付する場合にはその旨を記入します。

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸 付 資 産 の 内 容	料 金	条 件 等
福祉用具の貸与	円	別紙料金表のとおり
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役 務 の 提 供 の 内 容	料 金	条 件 等
訪問介護サービス、デイサービス	円	別紙料金表のとおり
介護の無料講習会・無料相談会	円	別紙チラシのとおり
介護ボランティア研修受け入れ	円	実費本人負担
高齢者と子どもの交流会参加費	円	別紙チラシのとおり
	円	
	円	
	円	
	円	

「特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類」記載要領

1 「1 資金に関する事項」欄

(1)欄には、受取寄附金、〇〇事業収益、〇〇資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。

(2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。

(3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

2 「2 取引の内容に関する事項」欄

(1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位 5 者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

3 「3 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

4 「4 役員等に対する報酬又は給与の状況」欄

イの欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者に対する報酬又は給与の支給について記載します。ロの欄には、当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。なお、経過措置については次ページ「認定特定非営利活動法人等が毎事業年度提出する役員報酬規程等提出書の変更点」を御参照下さい。

5 「5 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

6 「6 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

「資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

(所轄庁への提出は不要ですが、NPO 法人において、作成、備置、閲覧については引き続き行う必要があります。)

(1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名		特定非営利活動法人〇〇〇〇				チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること						○
イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること						
(1) 役員及びその親族等						
(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等						
ロ 各社員の表決権が平等であること						
ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること						
ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと						
イ						
項 目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
区 分		①	②	③	④	⑤
①	R2年4月1日～R3年3月31日	6人	2人	33%	2人	33%
②	R3年4月1日～R4年3月31日	6人	2人	33%	2人	33%
③	年 月 日～年 月 日	人		%	人	%
④	年 月 日～年 月 日	人		%	人	%
⑤	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		6人	2人	33%	2人	33%
⑤ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。						
各法人の定款から抜粋してください。 定款に記載がない場合は、社員総会議事録など表決権が平等であることが分かる書類でも構いません。						
ロ						
各社員の表決権が平等である		①	②	③	④	⑤
上記を証する書類の名称とその内容等		はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
定款第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする		はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表（次葉）

項 目	①	②	③	④	⑤	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

② 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

項 目	①	②	③	④	⑤	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）費途が明らかでない支出とは、支出の内容を証明する証憑書類を保存していないものや、法人が意図的に支出先を明らかにしないものなども含みます。

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「①」から「⑤」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「①」から「⑤」については、上記イに記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「①」から「⑤」については、上記イに記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。	

役員の状況

第3表付表1

飛梅 太郎と飛梅 花子

人

北 九州男と福岡 継雄

親族等の続柄と、特定の法人における役職等を記入します。

実績判定期間の初日から申請日までの間に、1日でも在籍していた役員全員を記入します。

最初に就任した日を記載します。

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「役員の状況」 第3表付表1 記載要領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「㉔」から「㉖」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。
なお、当該「㉔」から「㉖」については、認定基準等チェック表（第3表）のイに記載する各期間（「㉔」から「㉖」）を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 特定の法人の役員又は使用人
 - ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。
なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。
 - 直接に保有する関係
一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
 - 間接に保有する関係
一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳	ルーズリーフ	随時	9年間 (予定)
振替伝票	ルーズリーフ	随時	9年間 (予定)
総勘定元帳	ルーズリーフ (コンピューター帳票)	随時	9年間 (予定)

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		○

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ ☒ 無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・ ☒ 無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ ☒ 無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・ ☒ 無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ ☒ 無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・ ☒ 無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・ ☒ 無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・ ☒ 無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・ ☒ 無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ ☒ 無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・ ☒ 無

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	%

③ 「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位
算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	

記 載 不 要

ニ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	%

※ハ、ニについて、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、以下に勘定科目及び金額を記載して下さい。

勘 定 科 目	金 額
	円

(注意事項)

- ・ 「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(ハ及びニ)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第4表) 記載要領

項 目		記 載 要 領	注 意 事 項
イ及びロの各欄共通		該当する一方を「○」で囲みます。 「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係	第4表付表1及び2「財産の運用及び事業運営の状況等」を記載し添付してください。 なお、当該「㉔」から「㉖」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「㉔」から「㉖」)を示したものです。
ハ	共通事項	「事業費」以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を㉗欄に記載し、具体的な算出方法を示す資料を添付してください。	
	「事業費の総額①」欄	実績判定期間における活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。	損益計算書を作成している場合には、損益計算書により事業に係る支出金額を算出して記載しても差し支えありません。その場合には、損益計算書及び金額の算定方法を示す資料を添付してください。
	「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄	活動計算書における特定非営利活動に係る事業費の合計額を記載します。	特定非営利活動に係る部分とそれ以外に共通する事業費は、それぞれに合理的に配賦します。
ニ	「受入寄附金総額①」欄	第1表付表「受け入れた寄附金の明細表」の「㉔」欄の金額を転記します。	
	「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄	「受入寄附金総額①」欄のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた額を記載します。	
	「受入寄附金の充当割合③」欄	割合が100%を超える場合は、100%と記載します。	

(注意事項)

- ハについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「事業費の総額①」欄、「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄にそれぞれ算入できます。
- ニについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「受入寄附金総額①」欄に加え、「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄にも算入できます。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		○
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同 意
		☒ する ☐ しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計画、前事業年度役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの	法人で閲覧に関する細則（社内規則）等を作成している場合は、その細則を添付してください。
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第5表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。
「ホ」欄		③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇
-----	---------------

認定基準等チェック表 (第6表)						
6 実績	特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること					チェック欄
	特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無					
	①	②	③	④	⑤	
	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄												
○													
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>申請時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table>	①	②	③	④	⑤	申請時	有・無	有・無				無	不正行為等とは、所轄庁の改善命令に従わない場合、登記を怠った場合、定められた書類の作成、提出を怠った場合、虚偽の記載をした場合など NPO 法に関するものと、法人税法や源泉所得税など税法に違反するものなどがあります。
①	②	③	④	⑤	申請時								
有・無	有・無				無								
(注) 認定基準等チェック表(第7表)の提出時に記載及び添付する必要がある													

認定基準等チェック表 (第8表)				
8 申請	申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること			チェック欄
	事業年度			
	月 日～ 月 日	設立年月日	年 月 日	

(注意事項)

- ・法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第6表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「©」については、 認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間 (「@」から「©」)を示したものです。

「認定基準等チェック表」(第7表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「©」については、 認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間 (「@」から「©」)を示したものです。

「認定基準等チェック表」(第8表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する年月日を記載します。	

欠格事由チェック表

記載例

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		○

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無
ロ	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ ☐ 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ
---	-----------------------------------	----------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ ☐ いいえ
---	---------------------------	----------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	☐ はい・ ☐ いいえ

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ
---	---	----------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ ☐ いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ ☐ いいえ

(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。

納税証明書について

国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、添付が必要です。

地方税は主たる事務所が所在する所轄の県税事務所及び市区町村役場に、「滞納処分に係る納税証明書」（過去 3 年以内に滞納処分を受けたことがないことの証明書）の交付を申請します。

所得税や法人税、消費税等の国税については、主たる事務所が所在する所轄の税務署に、「納税証明書（その 4）滞納処分を受けたことがない証明書」の交付を申請します。

なお、その他の事務所において国税及び地方税を納付している場合には、その事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市町村長から交付を受けた納税証明書の添付も必要となります。

認定申請日の前日において該当する事実がないことの証明が必要なため（引き続き認定日まで滞納処分を受けていないことが原則です。）、納税証明書はなるべく申請日の直前に取得するようにしてください。

今まで一度も税金の納付をしたことがない法人の場合

1. 均等割の減免申請をして都道府県民税や市町村民税を払っていない場合
→都道府県税事務所や市役所等には、法人の記録がありますので「滞納処分に係る納税証明書」が交付されます。
2. 過去に法人税、消費税、源泉所得税の申告、納税を一切したことがない場合
→税務署に登記事項証明書（登記簿謄本）を持参し申請をすると「納税証明書（その 4）」が交付されます。

受付印

認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書
認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書

R3年12月5日 「提出日（郵送の場合は投函日）」を記載します。 助成金の支給後、遅滞なく提出する必要があります。 福岡県知事 殿	登記簿のとおり 正確に記載します。	主たる事務所 所 在 地 〒●●●-●●●● 福岡県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話(000)000-0000	
	(フリガナ)	トクテイヒエイリカツドウハウジン〇〇〇〇	
	法 人 名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	
	(フリガナ)	トビウメ タロウ	
	代 表 者 の 氏 名	飛 梅 太 郎	
認定（特例認定）年月日		H29年 12月 1日	
認定（特例認定）の有効期間		自 H29年 12月 1日 至 R4年 11月 31日	
助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第55条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）に規定する助成の実績を以下のとおり提出します。			
支 給 日	支 給 対 象 者	支 給 金 額	助 成 対 象 の 事 業 等
R3年11月5日	NPO法人※※※	100,000円	介護人材の育成事業
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

「認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書・特例認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書」の記載上の留意点等

- 1 この提出書は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合に、特定非営利活動促進法第 55 条第 2 項（同法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により助成の実績を記載した書類を所轄庁に提出する必要がありますので、その際に使用します。
- 2 「助成対象の事業等」の欄は、事業等の内容を具体的に記載します。

(3) その他の報告等

認定NPO法人等は、次表の「提出するとき」に該当する事項がある場合には、「提出書類」を「提出先」に提出する必要があります。

	提出するとき	提出書類	提出先
①	所轄庁から認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の通知を受けた場合(法 49④、法 51⑤、法 62) ※二以上の都道府県に事務所を設置するものに限る。	①直近の事業報告書等 ②役員名簿 ③定款等 ④認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し ⑤認定、特例認定又は認定の有効期間の更新に関する書類の写し ⑥法規 27②、法規 28 及び法規 33①に規定されている提出書(認定の通知を受けた場合は様式第 1 号、特例認定を受けた場合は様式第 4 号、認定の有効期間の更新を受けた場合は様式第 2 号) ※①～③は、認定の有効期間の更新の場合は提出不要です(法 51⑤)。 ※提出書(P142～147 参照) 合併の認定に係る提出書(P174～177 参照)	所轄庁以外 の関係知事
②	役員の変更等をした場合 (法 52①、法 62、法 23)	①役員の変更等届出書(「管理・運営編」参照) ②変更後の役員名簿 ③役員が新たに就任した場合は、 イ その役員が法第 20 条(役員の欠格事由)に該当しないこと及び法第 21 条(役員の親族等の排除)に違反しないことを誓約し、就任を承諾する書面の写し ロ 当該役員の住所又は居所を証する書面として条例で定めるもの	所轄庁(二以上の都道府県に事務所を設置する法人は所轄庁及び所轄庁以外 の関係知事)
③	定款を変更した場合(所轄庁の認証が必要な場合を除きます。)(法 52①、法 62、法 25⑥)	①定款変更届出書(「管理・運営編」参照) ②当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ③変更後の定款 ④その他所轄庁及び所轄庁以外 の関係知事の条例で定める事項	
④	定款の変更に係る登記をした場合(法 52①、法 62、法 25⑦)	①定款の変更の登記完了提出書(「管理・運営編」参照) ②登記をしたことを証する登記事項証明書	
⑤	定款の変更の認証を受けた場合(法 52②、法 62、法 25③④) ※二以上の都道府県に事務所を設置するものに限る。	①認定(特例認定)特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書(P148 参照) ②当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ③変更後の定款 ④その他所轄庁以外 の関係知事の条例で定める事項	所轄庁以外 の関係知事

⑥	認定NPO法人等が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を受けなければならない事項の申請をする場合（法 52③、法 62、法規 30、法規 34、法 26①）	①定款の変更の認証を受けなければならない事項（法 25③）に係る定款変更認証申請書（「管理・運営編」参照） ②定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ③変更後の定款 ④定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（法 11 ①三又は十一に掲げる事項に限ります。） ⑤役員名簿 ⑥宗教活動等を主たる目的等とするものではないこと（法 2②二）及び暴力団等に該当しないものであること（法 12①三）を確認したことを示す書面 ⑦直近の事業報告書等 ⑧認定等申請書に添付した寄附者名簿等全ての添付書類の写し ⑨認定等に関する書類の写し ⑩所轄庁に提出した直近の役員報酬規程等（寄附者名簿を除く添付書類を含みます。）の写し ⑪所轄庁に提出した直近の助成金の実績を記載した書類	変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁へ提出
⑦	認定NPO法人等の代表者の氏名に変更があった場合（法 53①、法 62）	認定（特例認定）特定非営利活動法人の代表者変更届（P149 参照）	所轄庁
⑧	認定NPO 法人等がその事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置した場合（法 53④、法 62、法規 31②、法規 33②）	①直近の事業報告書等 ②役員名簿 ③定款等 ④認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し ⑤認定、特例認定又は認定の有効期間の更新に関する書類の写し ⑥法規 31②及び法規 33②に規定されている提出書（P150～153 参照）	所轄庁以外の関係知事

記載例

様式第1号（第27条第2項関係）

福岡県知事 殿

R4 年 11 月 1 日

「提出日（郵送の場合は投函日）」を記載します。

（認定特定非営利活動法人の名称）

特定非営利活動法人××××

登記簿のとおりに
正確に記載します。

代表者氏名

他県 一郎

主たる事務所の住所

●●県●●市●●町●●丁目●番●号

電話番号 （ 000 ） 000 — 0000

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第44条第1項の

認定に係る関係書類の提出書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第44条第1項の認定を受けたので、法第49条第4項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 活動計算書
- 3 貸借対照表
- 4 財産目録
- 5 年間役員名簿
- 6 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- 7 役員名簿
- 8 定款
- 9 認証に関する書類の写し

- 10 登記に関する書類の写し
- 11 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿の写し
- 12 法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（11を除く。）及び法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
- 13 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 14 認定に関する書類の写し

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 1から6までに掲げる書類については、過去に所轄庁に提出したもののうち直近のものを提出すること。ただし、合併後これらの書類が作成されるまでの間は、合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録を提出すること。
- 3 11から13までに掲げる書類については、法第44条第2項の申請書の添付書類として所轄庁に提出した同項各号に掲げる書類の写しを提出すること。
- 4 所轄庁以外の関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

記載例

様式第2号（第28条関係）

福岡県知事 殿

R4 年 11 月 1 日

「提出日（郵送の場合は投函日）」を記載します。

（認定特定非営利活動法人の名称）

特定非営利活動法人××××

登記簿のとおりに
正確に記載します。

代表者氏名 他県 一郎

主たる事務所の住所

●●県●●市●●町●丁目●番●号

電話番号 （ 000 ） 000 — 0000

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第51条第2項の

有効期間の更新に係る関係書類の提出書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第51条第2項の規定による有効期間の更新を受けたので、法第51条第5項において準用する法第49条第4項（第1号に係る部分を除く。）の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 法第51条第5項において準用する法第45条第1項第1号、第2号、第3号イ、ハ及びニ、第4号、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類並びに法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類のうち法第51条第5項において準用する法第44条第2項の申請書の添付書類として所轄庁に提出したものの写し
- 2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類のうち法第51条第5項において準用する法第44条第2項の申請書の添付書類として所轄庁に提出したものの写し
- 3 有効期間の更新に関する書類の写し

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 法第51条第5項において準用する法第45条第1項第1号、第2号、第3号イ、ハ及びニ、第4号、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類、法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類のうち、所轄庁への提出を省略したものが含まれる場合には、以下の欄にその名称を記入すること。

書 類 の 名 称

- 3 所轄庁以外の関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

記載例

様式第4号（第33条第1項関係）

福岡県知事 殿

R4 年 11 月 1 日

「提出日（郵送の場合は投函日）」を記載します。

（特例認定特定非営利活動法人の名称）

特定非営利活動法人××××

登記簿のとおりに
正確に記載します。

代表者氏名 他県 一郎

主たる事務所の住所

●●県●●市●●町●丁目●番●号

電話番号 （000）000 — 0000

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第58条第1項の

特例認定に係る関係書類の提出書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第58条第1項の特例認定を受けたので、法第62条において準用する法第49条第4項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 活動計算書
- 3 貸借対照表
- 4 財産目録
- 5 年間役員名簿
- 6 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- 7 役員名簿
- 8 定款
- 9 認証に関する書類の写し

- 10 登記に関する書類の写し
- 11 法第59条第1号の規定による法第45条第1項第2号から第9号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第62条において準用する法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
- 12 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 13 特例認定に関する書類の写し

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 1から6までに掲げる書類については、過去に所轄庁に提出したもののうち直近のものを提出すること。ただし、合併後これらの書類が作成されるまでの間は、合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録を提出すること。
- 3 11及び12に掲げる書類については、法第58条第2項において準用する法第44条第2項の申請書の添付書類として所轄庁に提出した同項各号に掲げる書類の写しを提出すること。
- 4 所轄庁以外の関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

様式第19号（第21条関係）

受付印

認定特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた
特例認定特定非営利活動法人の定款変更の認証を受登記簿のとおり
正確に記載します。

R4年11月23日 「提出日（郵送の場合は投函日）」を記載します。定款変更の認証を受けた後に提出してください。 福岡県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒●●●-●●●● ●●県●●市●●町●丁目●番●号 電話（000）000 — 0000
	本県に設置しているその他の事務所の所在地	〒●●●-●●●● 福岡県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話（000）000 — 0000
	（フリガナ）	トクテイヒエイリカツドウホウジン●●●●
	法人名	特定非営利活動法人●●●●
	（フリガナ）	タケン イチロウ
	代表者の氏名	他県 一郎
	認定（特例認定）の有効期間	自 R2年10月1日 至 R7年9月30日

特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法第52条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき提出します。

定款変更の 認証日	定款変更の内容	添付書類	チェック												
R4.11.11	事業の追加による変更 <table border="1"> <thead> <tr> <th>旧（変更前）</th> <th>新（変更後）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5条 この法人は、…</td> <td>第5条 この法人は、…</td> </tr> <tr> <td>(1) A事業</td> <td>(1) A事業</td> </tr> <tr> <td>(2) B事業</td> <td>(2) B事業</td> </tr> <tr> <td>(3) C事業</td> <td>(3) C事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4) D事業</td> </tr> </tbody> </table> 新旧条文等の対照表を記載。 （該当条文を抜き出して記載します。）	旧（変更前）	新（変更後）	第5条 この法人は、…	第5条 この法人は、…	(1) A事業	(1) A事業	(2) B事業	(2) B事業	(3) C事業	(3) C事業		(4) D事業	・社員総会の議事録の 謄本 ・変更後の定款 所轄庁に提出したものと 同じものを添付し、 チェックを入れます。	☒ ☒
旧（変更前）	新（変更後）														
第5条 この法人は、…	第5条 この法人は、…														
(1) A事業	(1) A事業														
(2) B事業	(2) B事業														
(3) C事業	(3) C事業														
	(4) D事業														

（注意事項）

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人等は、所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

認定特定非営利活動法人の代表者変更届

特例認定特定非営利活動法人の代表者変更届

受付印

登記簿のとおりに
正確に記載します。

R5年1月10日 「提出日（郵送の場合は投函日）」を記載します。代表者の変更があった日以降に届け出てください。 福岡県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒●●●-●●●● 福岡県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話(000)000-0000
	(フリガナ) 法人名	トクテイヒエイリカツドウホウジン〇〇〇〇 特定非営利活動法人〇〇〇〇
	(フリガナ) 代表者の氏名	トビウメ ハナコ 飛梅 花子
	認定（特例認定）の有効期間	自 R4年12月1日 至 R9年11月30日

変更後の代表者を
記載します。

代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき提出します。

異動年月日	変更後の代表者の氏名及び住所	変更前の代表者の氏名及び住所
R5年1月1日	飛梅 花子 福岡県・・・市・・・	飛梅 太郎 福岡県・・・市・・・

記載例

様式第3号（第31条第2項関係）

R4 年 11 月 1 日

福岡県知事 殿

「提出日（郵送の場合は投函日）」を記載します。

（認定特定非営利活動法人の名称）

特定非営利活動法人××××

登記簿のとおり
正確に記載します。

代表者氏名 他県 一郎

主たる事務所の住所

●●県●●市●●町●丁目●番●号

電話番号 （ 000 ） 000 — 0000

特定非営利活動促進法第53条第4項の都道府県知事に対する
認定特定非営利活動法人の事務所の新設に係る関係書類の提出書

貴都道府県の区域内に新たに事務所を設置したので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第53条第4項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 活動計算書
- 3 貸借対照表
- 4 財産目録
- 5 年間役員名簿
- 6 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- 7 役員名簿
- 8 定款
- 9 認証に関する書類の写し

- 10 登記に関する書類の写し
- 11 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿の写し
- 12 法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（11を除く。）及び法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
- 13 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 14 認定に関する書類の写し

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 1から6までに掲げる書類については、過去に所轄庁に提出したもののうち直近のものを提出すること。ただし、合併後これらの書類が作成されるまでの間は、合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録を提出すること。
- 3 11から13までに掲げる書類については、法第44条第2項の認定、法第51条第2項の有効期間の更新又は法第63条第1項の合併の認定のうち直近に受けたものに係る申請書の添付書類として所轄庁に提出したものの写しを提出すること。
- 4 法第53条第4項の都道府県知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

記載例

様式第5号（第33条第2項関係）

福岡県知事 殿

R4 年 11 月 1 日

「提出日（郵送の場合は投函日）」を記載します。

登記簿のとおりに
正確に記載します。

（特例認定特定非営利活動法人の名称）

特定非営利活動法人××××

代表者氏名 他県 一郎

主たる事務所の住所

●●県●●市●●町●丁目●番●号

電話番号 （ 000 ） 000 — 0000

特定非営利活動促進法第62条において準用する同法第53条第4項の
都道府県知事に対する特例認定特定非営利活動法人の事務所の新設に係る関係書類の提出書

貴都道府県の区域内に新たに事務所を設置したので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第62条において準用する法第53条第4項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 活動計算書
- 3 貸借対照表
- 4 財産目録
- 5 年間役員名簿
- 6 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- 7 役員名簿
- 8 定款
- 9 認証に関する書類の写し

- 10 登記に関する書類の写し
- 11 法第59条第1号の規定による法第45条第1項第2号から第9号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第62条において準用する法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
- 12 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 13 特例認定に関する書類の写し

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 1から6までに掲げる書類については、過去に所轄庁に提出したもののうち直近のものを提出すること。ただし、合併後これらの書類が作成されるまでの間は、合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録を提出すること。
- 3 11及び12に掲げる書類については、法第58条第1項の特例認定又は法第63条第2項の認定のうち直近に受けたものに係る申請書の添付書類として所轄庁に提出したものの写しを提出すること。
- 4 法第53条第4項の都道府県知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

2 認定NPO法人等の情報公開

(1) 認定NPO法人等の情報公開（閲覧）

認定NPO法人等は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています（P154～155の「認定NPO法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧」参照）（法52④、54④、法62）。

- ① 事業報告書等
- ② 役員名簿
- ③ 定款等
- ④ 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ⑤ 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ⑦ 前事業年度の収益の明細など
- ⑧ ⑦のほか、法規32②で定める書類
- ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類

（注）①～②の書類を請求に応じて閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます（法52⑤）。

《参考》

認定NPO法人等は、認定等を受けたときは、以下の書類をその事務所に備え置かなければならないこととされています（法54①②、法62）。

書 類 名	備置期間	
	認定NPO法人	特例認定NPO法人
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（法54①）	認定の日から起算して5年間	特例認定の日から起算して3年間
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法54①）		
前事業年度の寄附者名簿（法54②一）	作成の日から起算して5年間	作成の日から起算して3年間
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法54②二）	作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間	翌々事業年度の末日までの間
前事業年度の収益の明細など（法54②三）		
「第2章 Ⅱ解説編 3 認定等の基準の概要」の(3)（ロに係る部分を除きます。）、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法54②四、法規32②）		作成の日から特例認定の有効期間の満了の日までの間
「助成金の支給の実績」を記載した書類（法54③）		

(2) 所轄庁の情報公開（閲覧・謄写）

所轄庁は、認定NPO法人等から提出を受けた上記(1)の書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、所轄庁の条例の定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないこととされています（法30、56、62）。

○ 認定NPO法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧

認定NPO法人等及び所轄庁において閲覧（所轄庁においては謄写も可能です。）対象となる書類及びその閲覧可能年分は以下のとおりです。

書 類 名		認定 NPO 法人等 (閲覧)		所轄庁 (閲覧又は謄写)	
事業報告書等（注1）		○	作成日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで	○	過去5年間に提出を受けたもの
事業報告書					
計算書類（活動計算書、貸借対照表）					
財産目録					
年間役員名簿（各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿）					
社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面					
役員名簿（注1）			(注2)		(注2)
定款等（定款、認証及び登記に関する書類の写し）					
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		○	間中 第3条	○	間中 第3条
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		○		○	
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		○	作成日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで	○	過去5年間に提出を受けたもの
前事業年度の収益の明細など	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	○		○	
	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類	○		×	
	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引	○		○	
	寄附者（当該認定 NPO 法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限り、）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	○		○	
	役員等に対する報酬又は給与の状況を記載した書類 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	○		○	
	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類	○		○	
	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類	○		○	
	第3章「2(1)認定の基準の概要」の(3)（ロに係る部分を除きます。）、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類	○		○	
「助成金の支給の実績」を記載した書類		○	末日まで 第4条	○	
寄附者名簿		×		×	
認定（特例認定）申請書		×		×	
認定（特例認定）申請書の添付書類のうち上記に含まれていないもの		×		×	

(注1) 認定 NPO 法人・特例認定 NPO 法人が閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。所轄庁が閲覧又は謄写させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いて閲覧又は謄写させなければなりません (令和2年改正法30、52⑤)。

(注2) 所轄庁又は認定 NPO 法人等において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。

(注3) 特例認定 NPO 法人の場合は特例認定の日から3年間

(注4) 特例認定 NPO 法人の場合は作成の日から特例認定の有効期間の満了の日まで

3 認定NPO法人等に対する監督等

(1) 認定NPO法人等に対する報告及び検査

イ 所轄庁は、認定NPO法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定NPO法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁は、所轄庁の職員に当該認定NPO法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(法64①)。

ロ 所轄庁以外の関係知事は、認定NPO法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定NPO法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁以外の関係知事は、所轄庁以外の関係知事の職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定NPO法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(法64②)。

ハ 上記イ又はロの検査については、次のように定められています。

- ① 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、当該検査をする職員に、上記イ又はロの疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、認定NPO法人等の役員等に提示させるものとされています(法64③)。
- ② 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が、上記イ又はロの検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、あらかじめ、上記ハ①の書面の提示を要しないものとされています(法64④)。
- ③ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、その検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、認定NPO法人等の役員等に上記ハ①の書面を提示させるものとされています(法64⑤)。
- ④ 上記イ又はロの検査をする職員が、当該検査により上記ハ①又は③で理由として提示した事項以外の事項について、イ又はロの疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではないものとされています。この場合、ハ①又は③の規定による書面の提示は、当該事項に関する検査については適用しないものとされています(法64⑥)。
- ⑤ イ又はロの検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない、この検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません(法64⑦、41③～④)。

(2) 認定NPO法人等に対する勧告、命令等

イ 所轄庁は、認定NPO法人等について、(4)ロ①から③の認定又は特例認定(以下「認定等」といいます。)の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足る相当な理由がある場合には、当該認定NPO法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(法65①)。

ロ 所轄庁以外の関係知事は、認定NPO法人等について、(4)ロ①(第2章 II解説編「3 認定等の基準の概要(1) 認定等の基準の概要」の(3)は除きます。)から③の認定等の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足る相当な理由がある場合には、当該認定NPO法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(法65②)。

ハ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記イ又はロの規定による勧告を受けた認定NPO法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定NPO法人等に対し、その

勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます(法 65④)。

ニ 上記イ及びロの勧告並びにハの命令は、書面により行うよう努めなければならないこととされています(法 65⑤)。

ホ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記イ若しくはロの勧告又はハの命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その勧告の内容又は命令をした旨を公示することとされています(法 65③～⑥)。

ヘ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、イ若しくはロの勧告又はハの命令をしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています(法 65⑦)。

- | | |
|--|----------------------------|
| ① 欠格事由の概要 (P87～88 参照) の(1) 4 及び(6) の事由 | 警視総監又は道府県警察本部長 |
| ② 欠格事由の概要 (P87～88 参照) の(4) 及び(5) の事由 | 国税庁長官、関係都道府県知事又は
関係市町村長 |

(3) その他の事業の停止

イ 所轄庁は、その他の事業を行う認定NPO法人につき、その他の事業から生じた利益が当該認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定NPO法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます(法 66①)。

ロ 所轄庁は、上記イの命令を書面により行うよう努めることとされており、当該命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされています(法 66②、65⑤～⑥)。

(4) 認定NPO法人等に対する認定等の取消し

イ 所轄庁は、認定NPO法人等が次のいずれかに該当するときは、認定又は特例認定(以下「認定等」といいます。)を取り消さなければなりません(法 67①③)。

- ① 欠格事由(認定等を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないものを除きます。欠格事由についてはP102～103を参照願います。)のいずれかに該当するとき
- ② 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新並びに合併による地位の承継の認定を受けたとき
- ③ 正当な理由がなく、上記2)ハの命令又は3)イのその他の事業の停止命令に従わないとき
- ④ 認定NPO法人等から認定又は特例認定の取消しの申請があったとき

ロ 所轄庁は、認定NPO法人等が次のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すことができます(法 67②③)。

- ① 「第2章 II解説編 3認定等の基準の概要 (1) 認定等の基準の概要」(3)、(4)イ若しくはロ、(7)(P85～87参照)に掲げる基準に適合しなくなったとき
- ② 事業報告書等を所轄庁に提出しないとき、「2 認定NPO法人等の情報公開」(1)(P154参照)に違反して書類を閲覧させないとき
- ③ 上記ロ①及び②のほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき

ハ 認定等の取消しに係る聴聞等について、次のように定められています。

- ① 上記4)イ又はロの認定等の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該認定NPO法人等から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならないものとされています(法 67④、43③)。
- ② 所轄庁は、上記ハ①の請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該認定NPO法人等に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとされています(法 67④、43④)。

- ③ 所轄庁は、認定等を取り消したときは、その理由を付した書面をもって認定等を受けていたNPO法人等にその旨を通知するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示することとされています(法67④、49①②)。
- ④ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、認定等の取消しをしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています(法67④、65⑦)。
- ① 欠格事由の概要(P87～88 参照)の(1)4及び(6)の事由 警視総監又は道府県警察本部長
- ② 欠格事由の概要(P87～88 参照)の(4)及び(5)の事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長

《参考》 認定の取消しを受けた場合の取戻し課税

認定NPO法人の認定が取り消された場合には、その取消しの基因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額^(注)のうち、所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額は、その法人のその取消しの日を含む事業年度の収益事業(法人税法第2条第13号の収益事業を言います。(注)に同じです。)から生じた収益とみなされ、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとなります(措法66の11の2③④⑤)。

(注) 収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額をいいます(P107 参照)。

(5) 罰則

法の規定に違反した場合には、以下のイ～ハの罰則が設けられています。

イ 6か月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

偽りその他不正の手段により認定、認定の有効期間の更新、特例認定又は認定NPO法人等と認定NPO法人等でない法人の合併について所轄庁の認定を受けた者は、6か月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられます(法77)。

ロ 50万円以下の罰金

次の①～④に該当する者は、50万円以下の罰金に処せられます(法78、79)。

- ① 認定NPO法人又は特例認定NPO法人でない者であって、その名称又は商号中に、認定NPO法人又は特例認定NPO法人であると誤認されるおそれのある文字を用いた者(法50①、62、78二、四)
- ② 不正の目的をもって、他の認定NPO法人又は特例認定NPO法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者(法50②、62、78三、五)
- ③ 正当な理由がないのに、上記(2)ハの規定による命令に違反して、その命令に係る措置を採らなかった者(法65④、78六)
- ④ 正当な理由がないのに、上記(3)イの規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者(法66①、78七)

ハ 20万円以下の過料

以下の①～④のいずれかに該当する場合においては、NPO法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処せられます(法80)。

- ① 認定NPO法人等が、代表者の氏名に変更があったときの所轄庁への届出等(法52①、53①)、の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき(法80三)
- ② 認定NPO法人等が、認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置きの規定(法54①②③④)

に違反して、その事務所に備え置かなければならない書類（第3章2(1)「認定NPO法人等の情報公開（閲覧）《参考》（P154）」を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法80四）

- ③ 事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等が認定の通知を受けたとき、若しくは認定NPO法人等が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときの関係知事への直近の事業報告書等及び役員名簿又は定款等の提出の規定（法49④、53④）又は事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等が定款変更の認証を受けたときの関係知事への社員総会の議事録の謄本等の提出の規定（法52②）、認定NPO法人等が所轄庁への役員報酬規程等の提出の規定（法55①②）に違反して、毎事業年度1回提出しなければならない書類（1(1)「事業年度終了後の役員報酬規程等の報告」（P111～112）参照）及び1(3)「その他の報告等」（P140～141）①、④、⑤、⑧の書類の提出を怠ったとき（法80五）
- ④ 上記1イ若しくはロによる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは回避したとき（法80十）

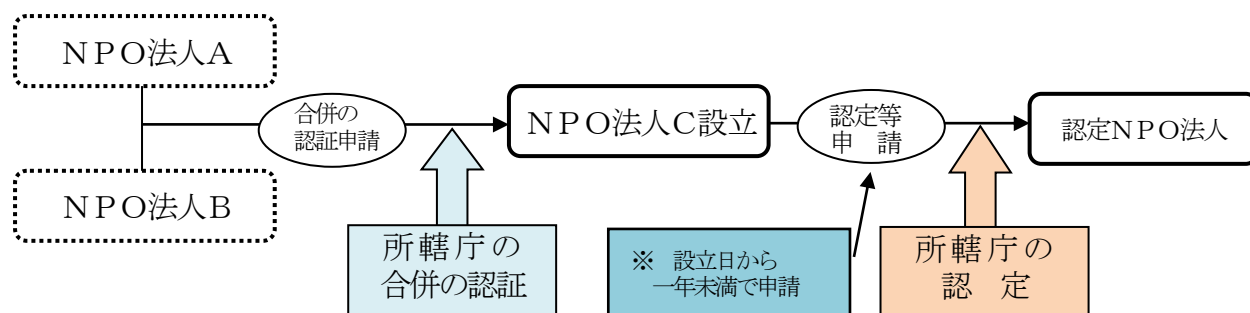
第4章 合併法人に係る認定等の基準の適用について

1 合併法人に係る認定等の基準の適用

NPO法人が他のNPO法人と合併した場合において、合併により設立されたNPO法人又は合併後存続するNPO法人が、認定又は特例認定（以下「認定等」といいます。）を受けようとするときには、認定等の基準の適用において次の2～4のように取り扱われます。

2 合併によって設立されたNPO法人が申請を行う場合

認定等を受けようとするNPO法人が合併によって設立されたNPO法人で申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないもの（以下「合併新設法人」といいます。）である場合の実績判定期間及び認定等の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併によって設立された日から認定等の申請日を含む事業年度の初日において1年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

(1) 実績判定期間

合併新設法人の実績判定期間は、次のとおりとなります（法46、令6③）。

イ 実績判定期間の終了日

- ① 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了しているとき
その最初の事業年度の末日
- ② 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了していないとき
設立の日の前日

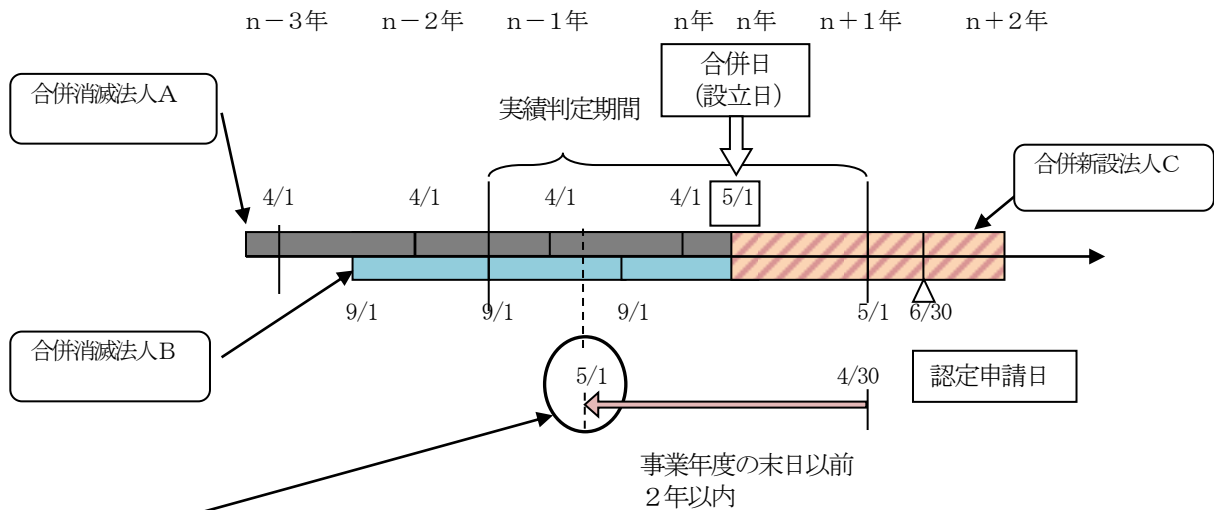
ロ 実績判定期間の開始日

上記イ①又は②の日以前5年（過去に認定を受けたことのないNPO法人が認定を受けようとする場合、又は特例認定を受けようとする場合は2年）内に終了した合併によって消滅した各NPO法人（以下「合併消滅法人」といいます。）の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日

（注） 特例認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併新設法人及び各合併消滅法人の設立の日のうち最も早い日から5年を経過していないことが特例認定の基準となります（法59、法令8④）。

(設立後最初の事業年度が終了した合併新設法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A（事業年度：4月～3月）と法人B（ $n-3$ 年9月1日設立、事業年度：9月～8月）が、
- ② n 年5月1日に合併して新設法人C（事業年度：5月～4月）を設立し、
 (注) 合併新設法人の最初の事業年度は、必ずしも1年間で設定されるとは限らず、1年間よりも短く設定される場合もあります。
- ③ 新設法人Cが $n+1$ 年6月30日に認定の申請を行う場合



これ以降に終了した合併消滅法人A又はBの事業年度のうち、最もその開始日が早いものの初日が実績判定期間の開始日になる
 ⇒実績判定期間
 「 $n-2$ 年9月1日～ $n+1$ 年4月30日」

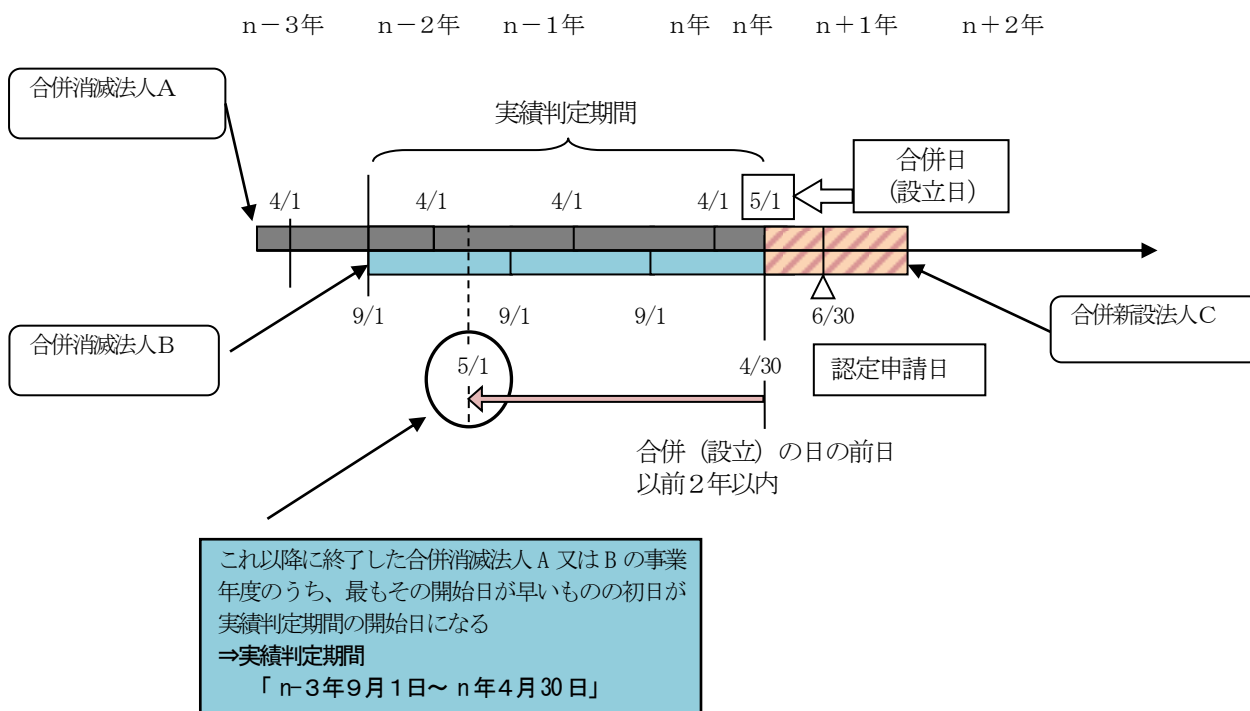
《ポイント》

この例の場合、申請書を提出する $n+1$ 年6月30日に係る事業年度の初日（ $n+1$ 年5月1日）においては、設立の日以後1年を超える期間が経過していません。

なお、申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している場合には、原則どおり申請した合併新設法人の事業年度で実績判定期間を判定することとなります。

(設立後最初の事業年度が終了していない合併新設法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A（事業年度：4月～3月）と法人B（n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月）が、
- ② n年5月1日に合併して新設法人C（事業年度：5月～4月）を設立し、
- ③ 新設法人Cがn年6月30日に認定の申請を行う場合



(参考:各規定の読替え (法令6③))

通常の申請時	読替え後
(実績判定期間について) 実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。	(実績判定期間について) 実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日(申請書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、その設立の日の前日。以下この項において同じ。)以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。
(設立後の経過期間について) 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。	(設立後の経過期間について) 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。

(2) 法人の設立前の期間における認定等の基準への適合の判定（法 46、法令 5②、6②③）

申請をしようとする NPO 法人が合併新設法人である場合は、実績判定期間中に合併新設法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併新設法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間（実績判定期間中に限ります。）については、次表の判定方法によって、各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

認定基準		合併前の判定方法
パブリック・サポート・テスト（PST）に関する基準（一号基準）		各合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準（二号基準）		
運営組織及び経理に関する基準（三号基準）		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
事業活動に関する基準（四号基準）	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
情報公開に関する基準（五号基準）	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。）	各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	各合併消滅法人（実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていた期間が含まれるものに限ります。）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準（七号基準）		

また、設立後の経過期間に関する基準（八号基準）は次のとおりとなります。

合併新設法人が申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日から 1 年を超える期間が経過していない場合には、各合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

（注 1） 各基準の詳細は、「第 2 章 II 解説編 4 認定 NPO 法人としての認定を受けるための基準」（P89～101）を参照してください。

（注 2） 特例認定の申請をする法人については、一号基準及び五号基準ロの適用はありません。

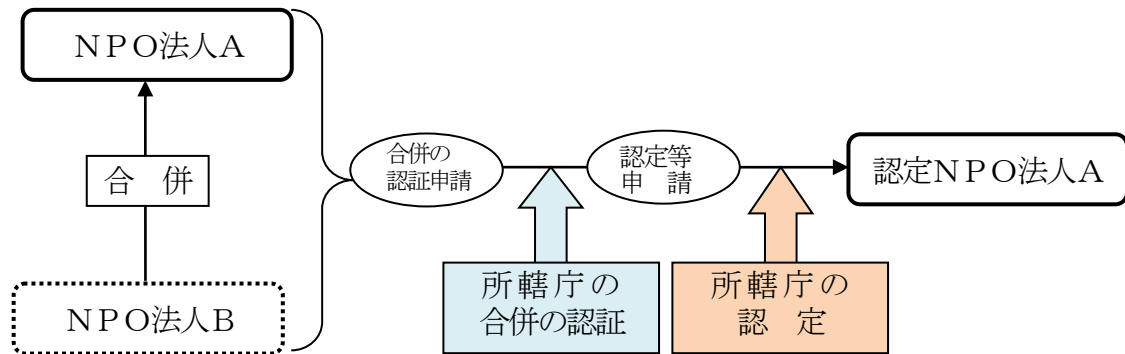
《ポイント》

認定等申請書の添付書類は、合併新設法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る添付書類も提出する必要があります。

また、三号基準、四号基準のイとロ、五号基準、六号基準及び七号基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定等の時まで満たしておく必要があります（法 45①九）。

3 合併後存続したNPO法人が申請を行う場合

認定等を受けようとするNPO法人が合併後存続するNPO法人で申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないもの（以下「合併存続法人」といいます。）である場合の実績判定期間及び認定等の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併の日から認定等の申請日を含む事業年度の初日において1年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

(1) 実績判定期間

合併存続法人の実績判定期間は、次のとおりとなります（法46、法令6①）。

イ 実績判定期間の終了日

- ① 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了しているとき
その最初の事業年度の末日
- ② 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了していないとき
合併の日の前日

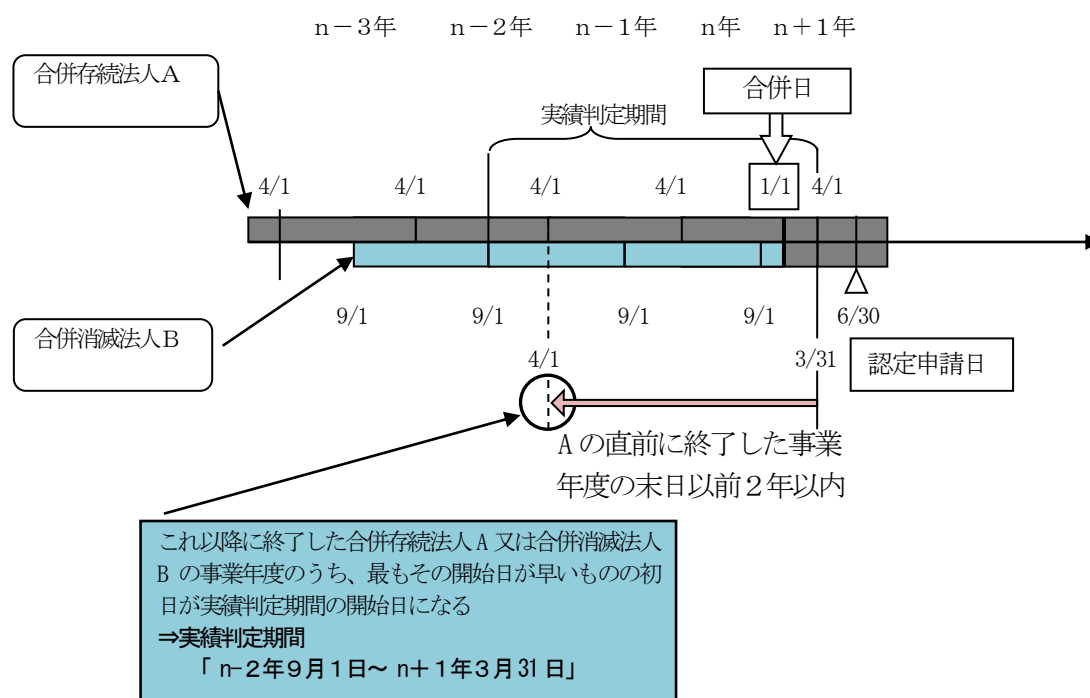
ロ 実績判定期間の開始日

上記イ①又は②の日以前5年（過去に認定を受けたことのないNPO法人が認定を受けようとする場合、又は特例認定を受けようとする場合は2年）内に終了した合併存続法人又は各合併消滅法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

（注） 特例認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併存続法人及び各合併消滅法人の設立の日のうち最も早い日から5年を経過していないことが特例認定の基準となります（法59、法令8）。

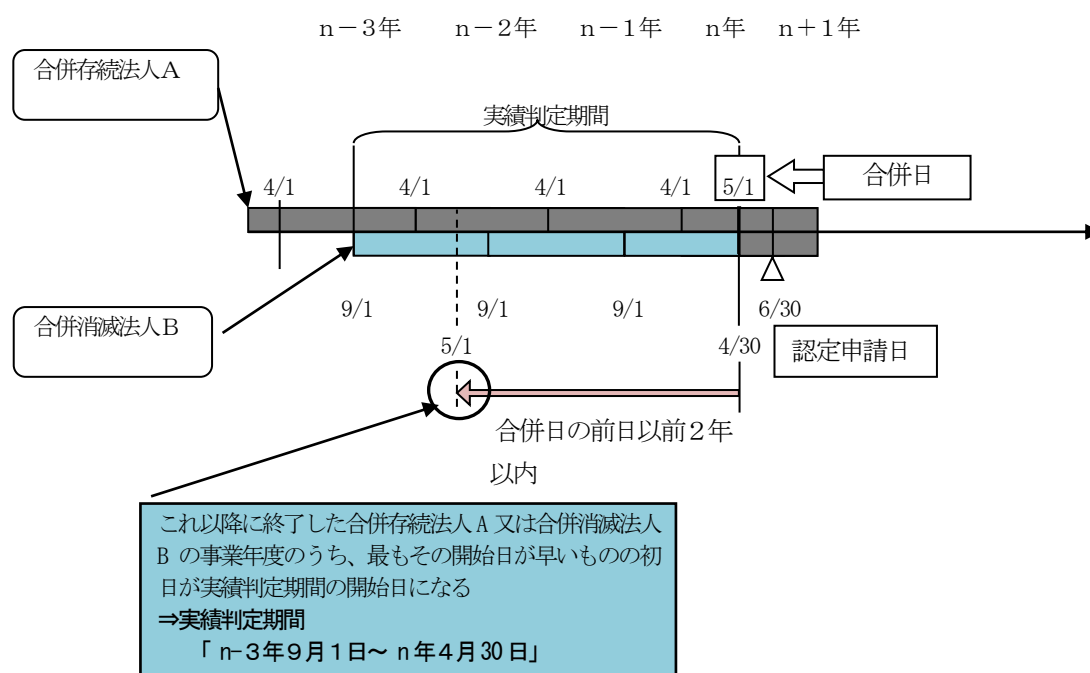
(合併後最初の事業年度が終了した合併存続法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A（事業年度：4月～3月）と法人B（ $n-3$ 年9月1日設立、事業年度：9月～8月）が、
- ② $n+1$ 年1月1日に合併して法人Aが存続し、
- ③ 合併後の法人Aが $n+1$ 年6月30日に認定の申請を行う場合



(合併後最初の事業年度が終了していない合併存続法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A（事業年度：4月～3月）と法人B（ $n-3$ 年9月1日設立、事業年度：9月～8月）が、
- ② n 年5月1日に合併して法人Aが存続し、
- ③ 合併後の法人Aが n 年6月30日に認定の申請を行う場合



(参考:各規定の読替え (法令6①))

通常の申請時	読替え後
(実績判定期間について) 実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。	(実績判定期間について) 実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日(当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。)以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了したその特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。
(設立後の経過期間について) 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。	(設立後の経過期間について) 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その申請に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。

(2) 法人の合併前の期間における認定等の基準への適合の判定 (法46、法令5②、6①②)

申請をしようとするNPO法人が合併存続法人である場合は、実績判定期間中に合併存続法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併存続法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間(実績判定期間中に限ります。)については、次表の判定方法によって、合併前の合併存続法人(以下「合併前法人」といいます。)及び各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

認定基準		判定方法
パブリック・サポート・テスト（P S T）に関する基準（一号基準）		合併前法人及び合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準（二号基準）		
運営組織及び経理に関する基準（三号基準）		合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
事業活動に関する基準（四号基準）	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
		合併前法人及び合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
情報公開に関する基準（五号基準）	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。）	合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	合併前法人及び合併消滅法人（実績判定期間中に認定又は特例認定受けていた期間が含まれるものに限ります。）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）		合併存続法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準（七号基準）		

また、設立後の経過期間に関する基準（八号基準）は次のとおりとなります。

合併存続法人が申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日から1年を超える期間が経過していないものである場合には、合併存続法人又は合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

（注1） 各基準の詳細は、「第2章 II解説編 4認定NPO法人としての認定を受けるための基準」（P89～101）を参照してください。

（注2） 特例認定の申請をする法人については、一号基準及び五号基準ロの適用はありません。

《ポイント》

認定等申請書の添付書類は、合併存続法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る書類も提出する必要があります。

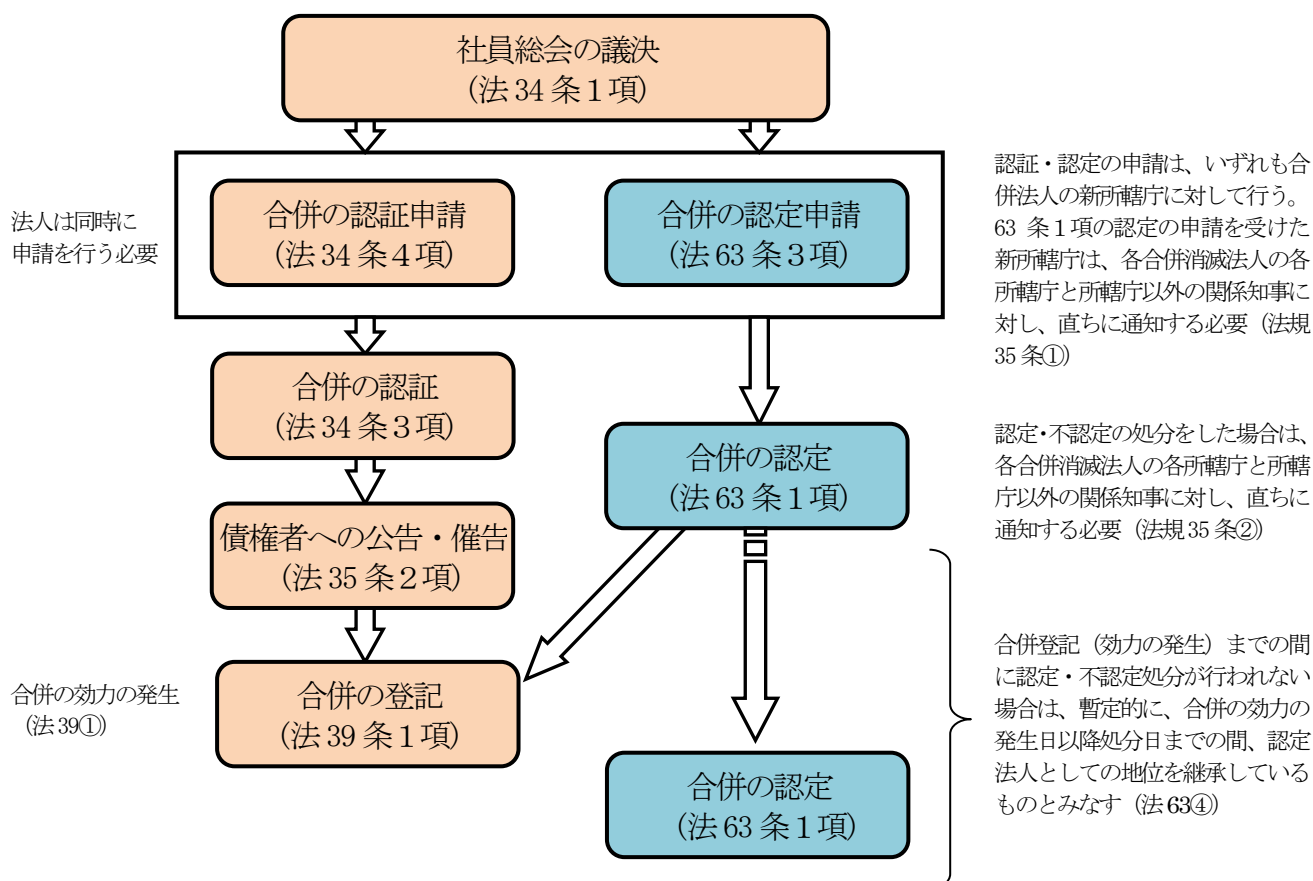
また、三号基準、四号基準のイとロ、五号基準、六号基準及び七号基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定等の時まで満たしておく必要があります（法45①九）。

4 認定NPO法人等が合併した場合

（1）認定NPO法人が認定NPO法人でないNPO法人と合併した場合

認定NPO法人が認定NPO法人でないNPO法人と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立したNPO法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、認定NPO法人としての地位を承継します（法63①）。

○ 申請から認定手続



(2) 特例認定NPO法人が特例認定NPO法人でないNPO法人与合併した場合

特例認定NPO法人が特例認定NPO法人でないNPO法人（認定NPO法人を除きます。）と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立したNPO法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、特例認定NPO法人としての地位を承継します(法 63②)。

(3) 合併の認定の申請

上記(1)又(2)はの所轄庁の合併の認定を受けようとするNPO法人は、所轄庁に提出する合併の認証の申請に併せて、所轄庁に当該認定の申請をしなければなりません（法 63③）。

なお、当該認定の申請を行った場合において、その合併の効力が生ずる日までに認定の申請に対する処分がされないときは、合併後存続するNPO法人又は合併によって設立されたNPO法人は、その処分がされるまでの間は、認定NPO法人又は特例認定NPO法人としての地位を承継しているものとみなされます(法 63④)。

(4) 実績判定期間及び認定基準

合併後存続するNPO法人又は合併によって設立されたNPO法人が、上記(1)又は(2)の所轄庁の合併の認定を受けようとする場合の実績判定期間及び各認定基準は、次のとおりとなります。

イ 実績判定期間

合併の認定に係る実績判定期間は、次のとおりとなります（法 63⑤、法令 9①②）。

① 実績判定期間の終了日

合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人（合併によってNPO法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各NPO法人。以下同じです。）の各事業年度のうち申請書を提出する直前に終了した事業年度の末日

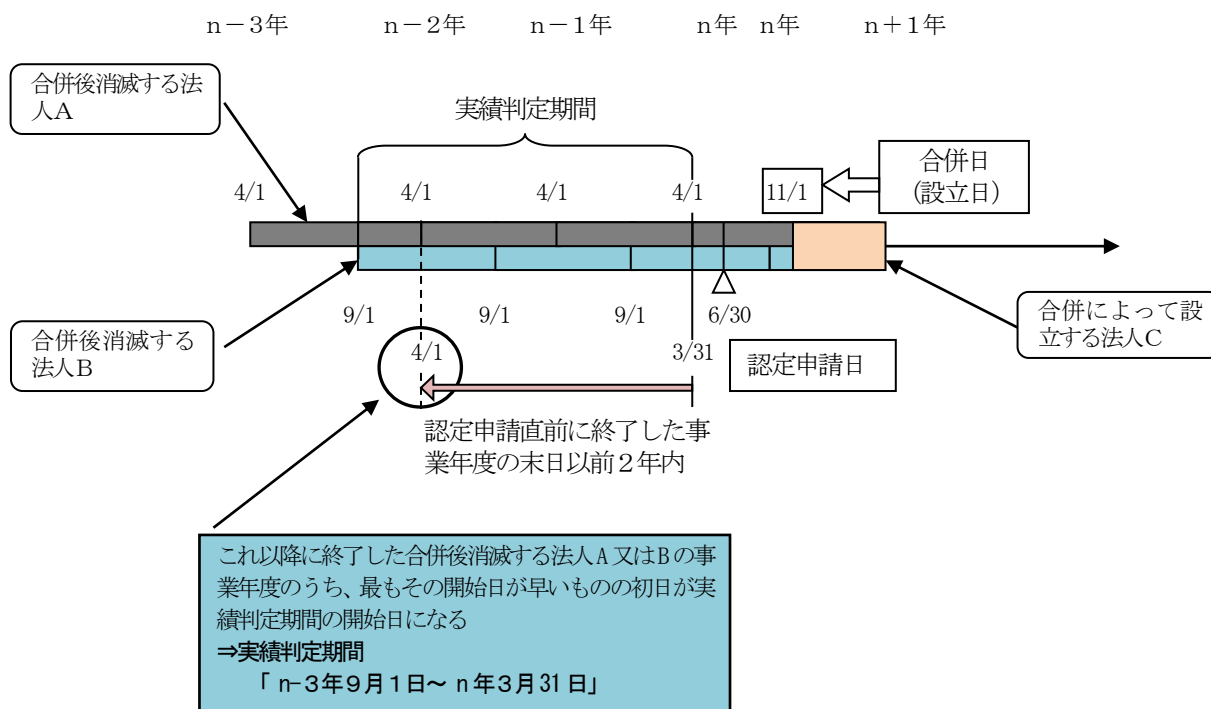
② 実績判定期間の開始日

上記①の日以前2年以内に終了した合併後存続するNPO法人又は合併によって消滅する各NPO法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

（注） 特例認定NPO法人が特例認定NPO法人でないNPO法人与合併する際の合併の認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併後存続するNPO法人又は合併によって消滅する各NPO法人であって特例認定NPO法人でないものが、①その設立の日のうち最も早い日から5年を経過していないこと、及び②過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと、が特例認定の基準となります（法 59、法令 9①②）。

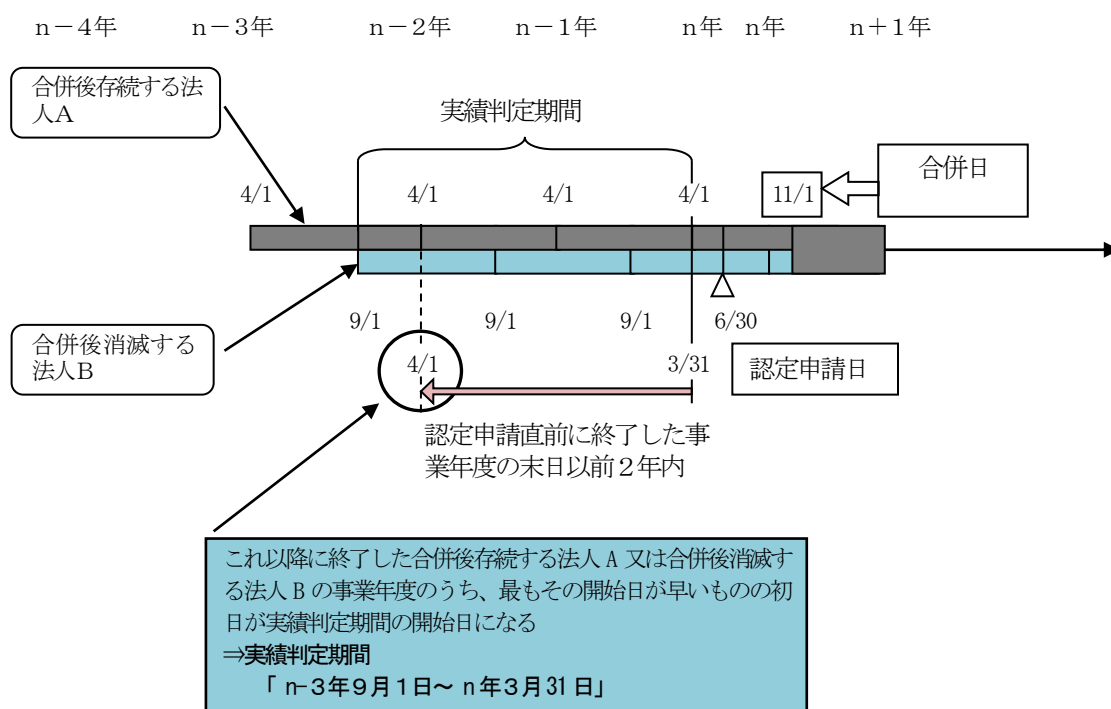
(合併によって設立されるNPO法人が認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n年11月1日に合併して新設法人C (事業年度：5月～4月) を設立するため、
- ③ n年6月30日に合併の認定の申請を行う場合



(合併後存続するNPO法人が認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n年11月1日に合併してAを存続させるため、
- ③ n年6月30日に合併の認定の申請を行う場合



(参考:各規定の読替え (法令9①))

通常の申請時	読替え後
(実績判定期間について) 実績判定期間とは、 <u>認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう</u> (法44③)。	(実績判定期間について) 実績判定期間とは、 <u>合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ)の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう</u> (法44③)。
(設立後の経過期間について) <u>申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること</u> (法45①八)。	(設立後の経過期間について) <u>合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日において、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)であって認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人でないものの設立の日以後1年を超える期間が経過していること</u> (法45①八)。

ロ 認定基準への適合の判定 (法63、法令9③⑤)

認定基準への適合の判定については、次の判定方法によって、合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人の実績について判定を行うこととなります。

認定基準		判定方法
パブリック・サポート・テスト（P S T）に関する基準（一号基準）		合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準（二号基準）		
運営組織及び経理に関する基準（三号基準）		合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人のそれぞれについて判定します。
基準（四号基準） 事業活動に関する	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	

情報公開に関する基準 (五号基準)	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること (個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。)	合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人（実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていた期間が含まれるものに限りです。）のそれぞれについて判定します。
	所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）	合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人のそれぞれについて判定します。
	不正行為に関する基準（七号基準）	
	設立後の経過期間に関する基準（八号基準）	合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日において、合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人であって認定NPO法人又は特例認定NPO法人でないものの設立の日以後1年を超える期間を経過していることが、認定基準となります。

(注1) 各基準の詳細は、「第2章 II解説編 4認定NPO法人としての認定を受けるための基準」(P89～101)を参照してください。

(注2) 現に特例認定法人である法人については、法59条2号(設立後5年以内である)及び3号(過去に認定を受けたことがない)の基準は適用対象になりません(法63⑤、法令9②)